申立ての内容

【評価項目】 1 全体評価

【原文】

「一方、年度計画に掲げているテネシー大 組が求められる。」

【申立内容】

削除願いたい

【理由】

長期語学研修については、後述の「項目 別評価」における申立てのとおり「年度計 画を十分に実施している」と判断している ことから、項目別評価の結果を踏まえて評 価が行われている「全体評価」においては、 当該事項についての記述は削除となるた め。

申立てへの対応

【対応】

意見のとおりとする。

【理由】

平成20年6月に派遣者の選考及び決定を 学(米国)に事務職員を派遣し、長期語学|行ったが、平成20年7月28日に派遣予定者 研修を実施することについては、派遣する本人の都合による派遣辞退があったことや、 までには至っていないことから、着実な取8月1日から8月25日まで再募集を行うな ど、事務職員を長期語学研修に派遣するた めの取組を行っていることを総合的に勘案 したため。

申立ての内容

【評価項目】

- 2 項目別評価
 - I. 業務運営・財務内容等の状況
- (1)業務運営の改善及び効率化

【原文】

「(法人による自己評価と評価委員会の評 価が異なる事項)

は実施していないものと認められる。」

【申立内容】

削除願いたい

【理由】

長期語学研修については、平成20年6 月に派遣者を選考したが、後に本人から結 婚、及び他機関への異動希望を理由とした 辞退の申し出があったため、急遽、再募集 を行ったものの、結果応募者はなく、平成 20年度は職員を派遣できなかったもの である。

本研修は、本学の協定校である米国テネ シー大学マーチン校が開設している集中 英語プログラムに事務職員を派遣してい るものであり、派遣の時期及び期間につい ては、あらかじめ設定されていることか ら、派遣を希望する職員があっても業務の 調整が必要なため、容易に派遣できない実 態がある。

平成20年度の本研修実施事業につい ては、事業実施通知による公募を行い、応 募者について選考を行った上で派遣者を 決定した。派遣者からの辞退申し出後に

申立てへの対応

【対応】

意見のとおりとする。

なお、「平成20年度の実績のうち、下記 の事項が注目される」に下記内容を追加す る。

○ テネシー大学(米国)に事務職員を派 ○「米国テネシー大学マーチン校に事務職 遣し、長期語学研修を実施することについ 員を派遣し、長期語学研修を引き続き実施 ては、派遣者決定後に本人の都合による派 する」(実績報告書21頁・年度計画【34-1】)| 遺辞退があり、その後再募集を行ったが応 については、事務職員を派遣するまでには 募者がなく、事務職員を派遣するまでには 至っていないことから、年度計画を十分に 至っていないことから、候補者を派遣でき なくなった場合に備えて、補欠候補者を選 考するなどの取組を行うことが期待される。

【理由】

前述のとおり。

は、限られた期間において速やかに再募集を行っており、結果的には派遣できなかったものの、研修事業そのものは実施していることから、法人の自己評価は「年度計画を十分に実施している」と判断したものである。

評価委員会は、結果的に職員を派遣できなかった点に焦点を合わせて、「年度計画を十分に実施していない」ものと判断したが、前述のような偶発的かつ不測の事態により派遣することができなかった状況や本研修の特殊性を十分勘案した上での評定をお願いしたい。

なお、本研修については、同様の事例として、平成17年度において、派遣候補者の業務の調整が付かず、当該職員の派遣を見送り、結果として当該年度は派遣しなかった経緯があった。「米国テネシー大学マーチン校に事務職員を派遣し、長期語学研修を実施する」と掲げた当該年度の年度計画について、法人による自己評価では「年度計画を十分に実施している」と判断したところであるが、平成17年度に係る業務の実績に関する評価結果においては、法人の評価と評価委員会との評価が異なる指摘や課題がある旨の指摘は受けていなかったものである。評価委員会のこうした判断は正しかったと考える。

このことから、平成17年度の評価結果を踏まえると、本評価の評価基準である「各年度終了時の評価に係る実施要領」に基づいて、第1期中期目標期間における評価の一貫性を確保する上でも、今回も同様の評定がなされてしかるべきといえる。

申立ての内容

申立てへの対応

【評価項目】

- 2 項目別評価
 - I. 業務運営・財務内容等の状況
- (1)業務運営の改善及び効率化

【原文】

「【評定】<u>中期目標・中期計画の達成のた</u>めにはやや遅れている

(理由) 年度計画の記載57事項中56事項が「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められるが、1事項について「年度計画を十分には実施していない」と認められ、さらに、大学院博士課程において学生収容定員の充足率が90%を満たさなかったこと等を総合的に勘案したことによる。」

【申立内容】

【修正文案】のとおり変更願いたい

【修正文案】

「【評定】中期目標・中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる

(理由) <u>年度計画の記載57事項中すべてが</u>「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められるが、大学院博士課程において学生収容定員の充足率が90%を満たさなかったこと等を総合的に勘案したことによる。」

【理由】

年度計画【34-1】「米国テネシー大学マーチン校に事務職員を派遣し、長期語学研修を引き続き実施する」(実績報告書21頁)については、前述の申立てのとおりであり、当該項目における年度計画の記載57事項すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施して

【対応】

意見のとおりとする。

【理由】

前述のとおり。

いる」となるため。

また、評価委員会は、年度計画【34-1】「米国テネシー大学マーチン校に事務職員を派遣し、長期語学研修を引き続き実施する」(実績報告書21頁)について年度計画を十分には実施していないこと、大学院博士課程において学生収容定員の充足率が90%を満たさなかったことにより、評定を「中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」から2段階下げた「中期目標・中期計画の達成のためにはやや遅れている」としている。

長期語学研修については前述の申立てのとおり不測の事態により派遣することができなかった状況や本研修固有の特殊性があること、また、大学院博士課程における学生収容定員については、学生の充足に向けた様々な取組を行い、その結果、評価委員会が確認しているとおり平成21年度は90%を満たしている状況がある。

以上のことから、個々の状況を勘案せず 評定を一律に2段階下げることは適当と は言えず、本学としては「中期目標・中期 計画の達成に向けておおむね順調に進ん でいる」が妥当と判断しており、評定の変 更を申立てるものである。